

市第 98 号議案 令和 2 年度横浜市一般会計補正予算（第 4 号）
 （こども青少年局関係部分）

1 総括表

（単位：千円）

	補正額	国支出金	県支出金	その他	一般財源
こども青少年費	366,440	0	0	0	366,440

2 くらし・経済対策による補正内容

(1) 市民と医療を守る

ア 保育施設再開等支援事業

（単位：千円）

補正額	国支出金	県支出金	その他	一般財源
10,500	0	0	0	10,500

感染者が発生して休園した保育施設等が、再開に向けて職員の負担軽減を図りつつ、保護者の安心を確保するため、施設の全館消毒等に係る経費や休園中の代替保育の利用料を補助します。

◆実施概要

- ・対象者：①感染者が発生して休園した保育所等（※）

※認可保育所、認定こども園、地域型保育事業、横浜保育室、認可外保育施設、市型預かり保育実施幼稚園、幼稚園 2 歳児受入れ施設

- ②休園施設の利用者のうち、やむを得ず代替保育を利用した者（※）

※認可保育所、地域型保育事業、横浜保育室、認定こども園の保育利用、幼稚園・認定こども園が行う市型預かり保育事業及び幼稚園 2 歳児受入れ事業の利用児童の保護者

- ・対象経費：①施設の消毒や再発防止策など施設再開に向けて必要となった経費
 ②休園中の民間の代替保育（ベビーシッター等）の利用料

- ・補助率・上限：① 3 / 4 ・ 750 千円/施設
 ② 10 / 10 ・ 40 千円/人日

- ・対象期間：補正予算成立後、令和 2 年度末まで

◆補正内容

- ・感染者が発生して休園した保育施設の再開等を支援する補助金を補正

(2) 横浜経済と市民生活を守る

ア 指定管理施設運営支援事業

（単位：千円）

補正額	国支出金	県支出金	その他	一般財源
142,940	0	0	0	142,940

本市が所管する市民利用施設のうち、新型コロナウイルス感染症の影響による緊急事態宣言等により、休館等の対応を行っていた指定管理施設に対する運営支援等（概ね4～5月分）を行います。

◆計上内訳

(単位：千円)

事業名	対象施設	補正額
青少年関係施設	横浜こども科学館、横浜市野島青少年研修センター、横浜市青少年育成センター、横浜市青少年野外活動センター（3施設）	27,381
地域療育センター	地域療育センター（6施設）	115,559

◆実施概要

- ・対象施設：本市指定管理施設のうち、減収等が生じている施設
- ・支援内容：本市と指定管理者とのリスク分担を踏まえ、休館要請等により生じた減収や新型コロナウイルス感染症の対策に要した費用等について支援を行います。

◆補正内容

指定管理施設の運営支援にかかる事業費を補正

イ 家計が急変したひとり親世帯への臨時給付金給付事業

(単位：千円)

補正額	国支出金	県支出金	その他	一般財源
213,000	0	0	0	213,000

所得制限限度額を超えている等の理由で児童扶養手当を受給していないひとり親世帯のうち、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が大きく減少し、家計が急変した世帯を支援するため、本市独自で一世帯あたり一律10万円の臨時給付金を給付します。

◆実施概要

- ・対象者：国制度のひとり親世帯臨時特別給付金を「家計急変者」として受給した者のうち、以下のいずれかに該当する者（令和2年12月1日時点で横浜市に住所を有する者に限る）
 - ① 児童扶養手当が全部支給停止となっている家計急変者
令和2年6月分の児童扶養手当が児童扶養手当法第9条から11条までの規定（所得超過）により全部支給停止となっている者で、令和2年11月分の児童扶養手当も所得超過により全部支給停止となった者
 - ② 児童扶養手当の認定を受けていない家計急変者
令和2年6月分の児童扶養手当の認定を受けていない受給資格者（未申請者）で、令和2年11月分の児童扶養手当も支給されない者
- ・給付額：一世帯あたり一律10万円（1回の給付）
- ・スケジュール：令和3年1月末以降給付開始
- ・給付にかかる事務費（システム改修等）：13百万円

◆補正内容

家計が急変したひとり親世帯への臨時給付金給付にかかる事業費を補正